平成２４年（フ）第２４１号
盛岡市北夕顔瀬町２番36号　36ハイツ203号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　　洋
4　破産債権の届出期間　平成24年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９４号
山梨県山梨市北27番地
債務者　古屋　　卓
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０２４号
大阪府茨木市美沢町13番Ｅ―606号
債務者　佐藤　　了
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１４号
大阪府東大阪市宝持２丁目８番14号
債務者　河原　理絵
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２０号
大阪市西成区橘２丁目８番８号
債務者　山本　　猛
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７５８号
大阪府東大阪市菱江５丁目10番18号
債務者　乗本　　伸
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８８号
大阪市淀川区東三国１丁目２番15号　サガノハイツ202号
債務者　辻　　一馬
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２６号
大阪市生野区小路東１丁目15番２号
債務者　田川　和幸
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３０号
大阪市平野区加美北１丁目10番19―404号
債務者　沢田善芝こと　禹　　善芝
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７６号
大阪府門真市上野口町16番１号
債務者　須河富士子（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８５号
大阪市鶴見区今津南２丁目10番37号
債務者　野間　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０８号
大阪府東大阪市新庄２丁目５番15号
債務者　石崎　志和
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１号
千葉県柏市高柳新田２番地３　101号
債務者　松尾　幸明
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９９号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区13棟402号
債務者　鹿倉　康光
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６１３号
千葉県野田市清水829番地の６
債務者　知家　功二
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６１８号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目２番27―504号
債務者　竹内　成彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２０号
千葉県柏市塚崎1325番地　塚崎団地１―104
債務者　秋谷しず江（旧姓深山）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部